

(財)女性のためのアジア平和国民基金

第38回理事会

平成11年2月

平成 11 年 2 月 10 日
財団法人 女性のためのアジア平和国民基金

三者懇談会次第

(1) 理事長あいさつ

(2) 外務省の説明

・韓国の事業について

(3) 質疑応答・意見交換

関係資料

三 者 懇 談 会

日 時 平成11年2月10日（水）18時30分
場 所 アジア女性基金事務局 6階会議室

財団法人 女性のためのアジア平和国民基金

戦後補償実現！FAX速報 No. 252. 99. 1. 25.

■編集・発行：戦後補償ネットワーク ■TEL:02-0072 東京都千代田区飯田橋4-5-16-301
■FAX:03(3237)0287 ■TEL:03(3237)0217
■受信料：月額1000円（切手可） ■郵便振替：00130-6-172084「戦後補償ネットワーク」
■銀行口座：東京三菱銀行飯田橋支店（普通）071-0151945 股 E-mail cfrtyo@aol.com

■ボーランド強制労働被害者らが独政府に補償要求、近く提訴へ。ボ政府も独の対応批判
独「シュピーゲル」誌によれば、第2次大戦中ナチスの刑務所や強制収容所で強制労働させられたボーランド人21,844人がドイツ政府に対し1ヶ月当たり 240ドルの未払い賃金と補償（総額14億3000万ドル）の支払いを求める書簡を送った。同グループのドイツ人弁護士デルター・ウイスゴット氏は、独政府が補償しない場合はすでに米国で行われているような訴訟をダイムラー・クライスラー社やシーメンス社相手に起こすことになると看明。独政府はすでに 600億ドルの補償をナチスの犠牲者に支払っているが、民間企業での強制労働に対する補償は拒否している。この訴えに対し、シュレーダー首相は1991年の「ドイツ・ボーランド和解基金」（3億ドル）によって1人当たり平均 300ドルの一時金が支払われていることを指摘し、請求を拒否した。ボーランドのジャナス・スタンチェック外務次官は12日外務委員会で「独政府は新基金設立問題で米国、イスラエル政府やユダヤ人組織とは勢力的に協議しているのに、ボーランド政府の協議への参加を排除している」と批判、「西側とのデリケートな政治問題」という枠に押さえ込もうとすれば中欧で反ユダヤ感情が高まる可能性があると警告した。ナチスによる奴隸労働被害者 700万人の内約 250万人がボーランド人で、現在も50万人以上の生存者がいるとみられる。独首相補佐官が今月末に米国とイスラエルを訪問し、両国政府と新基金の概要について協議する予定。

ボーランド人被害者はオーストリア政府と企業に対しても強制労働被害への補償を求める意向。ボーランドは1953年に第2次大戦中の被害への補償要求の放棄に合意しているが、80年代以降独への補償要求の声が高まっている。(1/10・12AP)

■米大統領、ナチ戦争犯罪記録合同作業部会を設置

11日クリントン米大統領は米国に保管されているナチスによる戦争犯罪に関する全資料を精査し、リストを作成し、可能な限り公表するための大統領府直属の合同作業部会を設置した。座長は合衆国公文書館館長で、コーベン国防長官、リノ司法長官、CIA長官、FBI長官、国立ホロコースト博物館館長、国務省歴史部長、ホルツマン前下院議員らがメンバー。任期は3年、1年以内に議会に報告を出す予定。(1/12付)

■スイス政府休眠口座所有者580人の氏名をインターネットで公表

18日スイス政府はスイスの銀行のユダヤ人などの休眠口座の所有者580人の氏名をインターネットを通じて公表した。これらの口座の総額は 300万スイスフラン（約2億5千万円）で、1962年に持ち主不明との理由で「休眠基金」に移管し、スイスのユダヤ人団体や難民に分配したが、今回本人や関係者が名乗り出れば、利子を付けて返還する。(1/20朝)

■台湾立法院に再び未償還個人債務問題で対日要求決議案提出

5日台湾の立法院に台湾政府が日本政府に対し、元軍人・軍属らの軍事郵便貯金、郵政

年金、簡易保険、未償還債務の請求交渉を行うよう求める決議案が提出された。提案者は錢達立法委員（新党）で、これらの債務に対し日本政府はすでに120倍での償還を行っているが、台湾側は平均して日本の公務員の半月分の給料にもならない少ない償還額に申請・受取を拒否し、合理的な倍額での償還を求めている。決議案はまた、台湾政府に被害者団体の軍人軍属遺族協会の活動を支援することも求めている。（1/6相談）

■ピノчет元大統領逮捕問題の英上院再審理始まる

ピノчет元チリ大統領の不逮捕特権の可否をめぐる英上院上訴委員会の再審理が18日始まった。この日は検察側の弁護士が意見陳述した。首席判事のブラウンウィルキンソン卿は、チリ内政への影響など政治的な問題は判事団の関心外で、政治の問題に立ち入らないよう検察・弁護団双方に要請した。判決期日は未定。（1/19相談）

■「慰安婦」補償立法に向け弁護士グループら動き出す

関釜・下関判決を受けて関釜・フィリピン、オランダ、中国、在日、台湾の各「慰安婦」弁護団が賛同・参加して22日“元「慰安婦」の補償立法を求める弁護団協議会”を結成したと同協議会暫定代表の藍谷邦雄弁護士（在日「慰安婦」弁護団）が同日開催された下記公開フォーラムの席上で発表した。3月頃に第1次法案要綱を、8月に第2次法案要綱をまとめる予定。一方、戦後処理の立法を求める法律家・有識者の会（土屋公誠会長）と「慰安婦」問題の立法解決を求める会（同）は、「慰安婦」被害者に対する公式謝罪と賠償のための法律の早期制定に関する議題署名運動を開始した。両会も賠償法案要綱を検討中。

■公開フォーラム「戦後補償裁判の現況と今後の課題’99」聞く

22日弁護士会館で戦後補償問題を考える弁護士連絡協議会と戦後補償ネットワークが共催して上記フォーラムが開かれ、120人が参加した。第1部では、高木喜孝弁連協事務局次長が概況を報告した後、金成美訴訟（谷直樹弁護士）、フィリピン「慰安婦」訴訟（横田雄一弁護士）、連合国・オランダPOW訴訟（新美隆弁護士）、韓国・朝鮮人B C級戦犯訴訟（今村嗣夫弁護士）、在日・援護法訴訟（金敬得弁護士）の判決と問題点について各弁護団が報告した。ハーグ条約を争点にした3つの東京地裁判決については申惠手青山学院大助教授がコメント、条約とその成立経過についての裁判所の理解に誤りが多いことなどを指摘した。第2部では「外国人戦後補償法草案」（今村嗣夫弁護士）、「国籍離脱者援護特例法案」（田中宏一橋大教授）、「慰安婦」賠償法案の取り組み（藍谷邦雄弁護士）、「真相究明のための法案の取り組み（土屋公誠弁護士）の報告が行われた。

■目をそらさずに見て欲しい・・・毒ガス展in市川

1月27日（水）～31日（日）10:00-19:00(27日13:00から31日17:00まで)、市川市文化会館展示室、参加協力券（含資料代）=700円（中高生300円）、主催=実行委T/F047-396-0553

■<案内>1/27対政府・新日鉄行動＆日鉄裁判支援する会99旗びらき－裁判原告を迎えて

1月27日（水）12:30-新日鉄本社前行動・申し入れ（東京駅日本橋口）、15:00-法務省申し入れ（霞ヶ関）、18:30-労働スクエア東京（八丁堀）、原告挨拶ほか、会費一千円、主催=日本製鉄元従用工裁判を支援する会T03-5210-9816, F03-3234-1006

【裁判情報】1月26日（火）13:00-日鉄大阪義判第5回口頭弁論、大阪地裁202号

2月2日（火）13:30-中国人強制連行西松建設裁判第5回口頭弁論、広島地裁304号（原告宋鑑亮さん本人尋問。終了後、弁護士会館5Fで報告集会。7:45西松建設前・11:00紙屋ごう前ビラまきを予定。問合せ=支援する会T082-211-2441, F082-211-3331 足立法律事務所）

戦後補償実現！FAX速報 No. 253. 99. 2. 1.

■編集・発行：戦後補償ネットワーク ■〒102-0072 東京都千代田区飯田橋4-5-16-301
■FAX: 03 (3237) 0287 ■TEL: 03 (3237) 0217
■受信料：月額1000円（切手可） ■郵便振替：00130-6-172084「戦後補償ネットワーク」
■銀行口座：東京三菱銀行飯田橋支店（普通）071-0151945 月 *E-mail cfryto@aol.com

■ドイツ政府、米国人ナチ強制収容者235人に補償へ。強制労働被害補償も本格交渉へ

1月15日APが報じたところによれば、アメリカ人の第2次大戦中のナチ強制収容所被害者235人がドイツ政府から1人3万ドル(約45万円)から25万ドル(約287万円)の補償を受け取ることになった。総額は2300万ドル(約26億5千万円)で、1人当たりの金額の違いは監禁された期間の長さによる。1995年に決着した40年に及ぶナチ強制収容被害者によるドイツ政府を相手取った集団訴訟は、原告が勝訴し、ドイツ政府は2100万ドルの支払いを命じられた。ニュージャージー在住の原告ら11人が補償金の配分を受けたことから米政府によるナチ強制収容被害者への補償問題の見直しが始まり、レノ司法長官は国内で同様な補償を受ける資格のある被害者の実態調査を命じ、委員会には1360件を越える申請が出された。この内、アウシュビッツなどの強制収容所での被害に対する請求のみを米国政府は認め、捕虜や強制労働被害者、強制収容所を出た後に渡米し米国市民権を得た者、ナチによってハンガリーやフランスの監獄に拘禁された米国市民からの請求は却下された。戦後、ドイツは欧州各国と2国間協定を結び、補償を行ってきたが、米国政府はドイツに対して補償請求をしてこなかった。条件の詳細が確定するまで内容は一切秘密にされているという。最終的な実施にはドイツ連邦議会の決定も必要。

一方、27日ドイツ政府は、強制労働被害者への補償問題を協議するためホンバッハ首相府長官らの政府代表団が2月8日からワシントンを訪れ、米国のユダヤ人団体代表と協議すると発表した。ユダヤ人団体と本格的な交渉に入り、「できれば2月中旬までにこの問題を解決したい」とハイエ報道官は述べた。(1/28朝・外)

■インドネシア元「兵捕」「ロームシャ」が日本大使館に補償要求、デモ

混乱の続くインドネシアで第2次大戦中日本軍の「兵捕」や「ロームシャ」として徴用されたインドネシア人約150人が当時の未払い賃金の支払いと補償を求めて26日ジャカルタの日本大使館前でデモを行った。1993年に結成された「ロカセダ」という被害者団体で、代表5人が大使館内で大使館員と交渉。1人月額千ドル、3年分3万6千ドルの個人補償を要求した。大使館側は1958年の賠償協定で解決済みと説明、要望は日本政府に伝達すると約束した。(1/27朝・朝)

■中国で「ラーベの日記」映画化。東史郎さんの日記も翻訳出版へ

映画「阿片戦争」や「芙蓉鏡」で有名な中国の代表的な映画監督謝晋氏が1937年に起きた「南京大虐殺」の実態を克明に記録したドイツ人ジョン・ラーベの日記（日本では講談社刊）を映画化することのほど南京で発表した。謝監督は記者会見で「日本人はこの本の出版を恐れていた」と日本の歴史認識を批判。南京市はラーベの当時の住居を永久保存することを決めている。また「赤いコーリャン」に主演した著名な俳優美文氏も監督兼主演

で「鬼子来了（侵略者がやって来た）」の撮影を開始した。(1/31朝)一方、昨年12月22日に「同僚兵士の記述に客觀性がない」として東京高裁で訴えが退けられ話題を呼んだ東史郎さんの日記（本紙249号既報、日本では齊木書店刊）が南京のある江蘇省の出版社から3月末に出版される。19日華僑向け通信社の中国新聞社が伝えたもので、昨年3月訪中した東さんが日記の出版権を中国側に譲渡、現在全文の翻訳が進められている。(1/20朝)

■米の2大学で戦争犯罪写真展と証言集会開催

19~22日米サイモン・フレーザー大学とブリティッシュ・コロンビア大学で日本政府に補償を求めている戦争犯罪被害者支援のための写真展と被害者の証言集会が開かれた。「南京レイプ」、「慰安婦」、「細菌戦」をテーマに、オランダ人被害者も証言した。(ICR'99)

■「慰安婦」各裁判の現況－控訴審と結審と－

昨年4月に山口地裁下関支部で一部勝訴判決のあった閻釜裁判の控訴審第1回公判は2月23日（火）13:30~広島高裁304号と決まった。「閻釜裁判を支える広島連絡会」（別記案内欄参照）や「閻釜裁判を支える福山連絡会」なども新たに結成され、広島サイドの支援体制もつくられつつある。昨年10月に東京地裁で判決のあったフィリピン「慰安婦」訴訟の控訴審第1回公判も3月10日（水）15:30~東京高裁812号で、原告代表の意見陳述も予定。在日の「慰安婦」宋神道さんの裁判は2月19日（金）11:00~東京地裁103号で結審予定。

■“ロラたちのスケッチ展覧会”各地で巡回開催

フィリピン元「慰安婦」が日本の支援者らに寄せたスケッチ展が今年も各地で開かれる。2月11~14日10:00~17:00 藤沢市湘南台公民館ギャラリー（主催=戦後補償を考える湘南市民の会T0466-87-2925番 <http://www.jca.ax.org/~hiroken/index.htm>でも案内）、2月26~28日10:00~21:00 スペース「のびらか」（三鷹、*ロラも来日予定。主催=三鷹・武蔵野スケッチ展実行委T0422-46-8590、F0422-48-4015番）、3月2~3日長野（主催=「人民の力」）、6月4~6日横浜市女性協会・フォーラム横浜交流ラウンジ市民展示会場（桜木町ランドマークタワー13F、主催=湘南市民の会）。各々実行委員、協力者、カンパ募集中。巡回展の問合せ・開催申込は戦後補償実現市民基金までT03-3262-4971、F03-3237-0287(*必要経費は今のところ国内輸送費、ちらし印刷費程度)

■<案内>「性の歴史学」著者・藤木ゆきさんを招いて

2月6日（土）14:00~国立公民館3F講座室、軍隊「慰安婦」問題がなぜ今まで尾をひいているのか・他、企画=くにたち「慰安婦」問題を考える会T/F042-576-4140(根本)

■<案内>あやまれ、そして、つぐなえ「閻釜裁判」広島控訴審支援集会

2月6日（土）14:30~広島市西区文化センター3F大広間、講師=松岡澄子（閻釜裁判を支援する会代表）、参加費=500円、連絡先=閻釜裁判を支える広島連絡会T/F082-923-6318

【裁判情報】(*掲載希望は必ず開廷時間と法廷番号を明記の上FAXで募集部まで)

2月9日（火）15:00~日本钢管控訴審第6回公判、東京高裁313号

2月10日（水）14:00~731南京虐殺・無差別爆撃補償請求訴訟（結審）東京地裁627号

2月15日（月）16:00~731部队細菌戦訴訟第7回公判、東京地裁103号

2月17日（水）13:10~鹿島花園控訴審、東京高裁812号

2月18日（木）10:00~香港軍票第27回公判（結審予定）、東京地裁626号

<資料紹介>1/22第2回公開フォーラム「戦後補償裁判の現況と今後の課題'99」(弁連協+戦後補償ネット共催) 資料集(B4版44頁)、額面500円(送料210円)、申込FAX03-3237-0287

戦後補償実現！FAX速報 No. 254. 99. 2. 7.

■編集・発行：戦後補償ネットワーク ■TEL: 02-0072 東京都千代田区飯田橋4-5-16-301
■FAX: 03(3237)0287 ■TEL: 03(3237)0217
■受信料：月額1000円（切手可） ■郵便振替：00130-6-172084「戦後補償ネットワーク」
■銀行口座：東京三菱銀行飯田橋支店（普通）071-0151945 月 E-mail cfrtyo@aol.com

■ナチ・アウシュビッツ収容所建設にドイツ銀行融資の事実が判明

2月4日ドイツ最大の金融機関ドイツ銀行が、「アウシュビッツ収容所の建設費用を融資していたことが判明した」と発表した。同行が歴史研究者に委託した調査で、建設に当たった複数の建築業者への融資の記録が発見された。同行は米国でホロコースト犠牲者・遺族の補償請求裁判で訴えられており、新証拠発見によって米バンカー・トラスト買収などのビジネスに支障をきたす可能性も出てきた。(2/6続)

■ハンガリーのナチ強制収容被害者6千人にドイツ政府が補償へ

昨年ハンガリーの首都ブダペストのビルの地下室から、戦争直後ナチ収容所から解放され、帰国したユダヤ系ハンガリー人の帰国証明書発行記録が発見され、その記録に記載のあった生存者約6千人がこのほどドイツ政府から補償（終身年金）を受けることになった。記録は国外追放ハンガリー在住ユダヤ人援助全国委員会が保管していたもので、6～8万人分。第2次大戦中にハンガリーに住んでいたユダヤ人100万人の内60万人以上がホロコーストで死亡したといわれる。ドイツは1998年に旧共産圏に居住していて補償措置を受けられなかった東欧のホロコースト被害者のために1億1100万米ドルの補償基金を設けた。ドイツ政府は生存者を約1万8千人と試算しているが、終身年金支払い申請に際しては、強制労働に従事したり、隠れていたのではなく、実際に強制収容所に収容されていたことを証明する証拠を求めている。しかし、半世紀以上も前の証拠の提出を求められても不可能な場合が多く、問題になっていた。今回は生存者の1人がふと記録の存在を思い出し、確認できたため、補償申請につながったという。(1/7AP)

■【訃報】オランダ対日道義賠償請求財団会長ラブレーさん逝去

オランダ対日道義賠償請求財団（本部＝ハーグ）会長で補償請求裁判の原告だったシュールド・アルベルト・ラブレーさん（78歳）が4日亡くなった。昨年脳溢血で倒れ、病床にあった。ラブレーさんは1942年に日本軍の捕虜となりバンドン、バダビア、シンガポールなどに収容され、強制労働をさせられ、暴行を受けた。最近でも収容所での苛酷な体験がよみがえり、寝汗をかいて眠れないなどのトラウマにさいなまれていたという。ラブレーさんらの裁判は昨年11月に東京地裁で棄却され、現在東京高裁に控訴中。すでに裁判の原告8人の内2人が亡くなることになる。(2/4続)

■米「市民自由法」10年の期限終了し、補償事務局閉鎖。中南米からの470人は要求継続

5日に米政府司法省補償管理事務局は昨年8月の締切までに受けた第2次大戦中の日系人強制収容被害者からの補償申請の事務を終了し、事務所は閉鎖された。1988年の「市民自由法」の10年の期限が経過したためだが、最終的に補償基金の不足が発覚し、昨年申請した中南米からの強制連行・収容された日系人ら約470人が書類不備などを理由に補償を

受けられない可能性がある。「正義のためのキャンペーン(CFJ)」は4日ロサンゼルスで記者会見し、連邦請求裁判所に訴えて、対象者全員に補償支払いを求める 것을明らかにした。(2/6朝、模251強)

■ピノchet再抗告審、結審。ベルギーでボルボト派幹部を「人道に対する罪」で告訴

英上院上訴委員会でのピノchet元チリ大統領逮捕の有効性をめぐる再審理が4日終了し、全関係者の代理人が法廷での弁論を終えた。決定期日は未定で、ブラウンウィルキンソン裁判長は「決定にはしばらく時間がかかるだろう」と述べた。(2/5朝、朝・外)
一方、カンボジアでボルボト政権の虐殺の犠牲になったベルギー人の遺族17家族が、このほどベルギー検察当局に「人道に対する罪」などでキュー・サムファン元幹部会議長らボト派最高幹部3人を告訴した。予審判事が認めれば、ベルギーで訴追手続きが行われる。(2/7徳)

■厚生省、戦没者遺骨の身元確認にDNA鑑定導入へ。シベリア抑留・遺骨返還条件緩和

厚生省は、戦没者の遺骨の身元確認の手段としてDNA鑑定を実施する方向に検討に入った。早ければ年内から。1~10万円程度の鑑定費用は遺族負担だが、遺族の一部は公費負担を求めている。(1/30朝) 旧ソ連、モンゴルに強制抑留され、死亡した日本人約5万5千人の遺骨収集を実施してきた厚生省は、遺族への返還基準を緩和し、現地当局の埋葬記録などにより身元確認を従来より迅速に行えるよう改めることに決めた。これまで収集された9千柱以上の遺骨の内、遺族の手に戻ったのはわずか86柱だった。1月中に297件の身元確認を決定し、3月中に引き渡す予定。(1/25競)

■小渕首相3月20・21日訪韓へ。戦後補償実現めざし再び日韓市民の共同行動準備へ

小渕首相の訪韓日程が3月20・21日と内定した。日本の首相訪韓は3年ぶりで、準備のために高村外相が2月10・11日ソウルを訪れる。昨年10月の金大中大統領訪日時に戦後補償実現を求めてキャンペーンを行った日韓の市民グループは、日韓市民連帯共同委員会を結成してキャンペーンを行う準備に入った。近く新しい宣言を出し、申し入れなどを行う。

■<案内>「ロラたちのスケッチ展」湘南台展&特製パンフレット完成

2月11日(木)~14日(日) 10:00~17:00 湘南台公民館ギャラリー(小田急「湘南台」下車3分)、主催=戦後補償を考える湘南市民の会T0466-87-2925(鶴/鶴のみ)。三慶展の実行委員会は16日(火) 19:30~三慶駅前市民会館、20日(土) 13:00~「のびらか」、三慶・武蔵野実行委T0422-46-8590, F0422-48-4015(金)。スケッチ展の特製パンフレットも完成。ロラたちの絵や体験を紹介、昨年10月の川崎・新百合ヶ丘での「ロラたちの夕べ」のロラたちの発言や美術評論家・針生一郎さん、画家・高良真木さんの話も収録(B5版40頁)。1冊500円+送料210円。申込先=戦後補償実現市民基金T03-3262-4971, F03-3237-0287。

■<案内>「慰安婦」問題の早期解決を!月例サイレント・デモ

2月17日(水) 11:30~参院議員会館前、13:00~議員に要請行動を予定。呼びかけ=「慰安婦」問題の立法解決を求める会T03-3262-6646, F03-3237-0287。

【裁判情報】(*掲載希望は必ず開廷時間と法廷番号を明記の上FAXで募集部まで)

- ◆2月17日(水) 13:10~鹿島花園控訴審第4回公判、東京高裁812号、田中宏一横大学教授証人尋問(7:45~鹿島本社前行動、12:40 傍聴券抽選、18:00 報告集会/シニアワーク東京)
- ◆2月18日(木) 10:00~香港軍票第27回公判(結審予定)、東京地裁626号
- ◆2月19日(金) 11:00~在日の「慰安婦」宋神蓮さん訴訟第21回口頭弁論(結審予定)、東京地裁812号(報告集会12:30~弁護士会館1006号、18:00~東京ウィメンズプラザ視聴覚室)

2月25日㈭

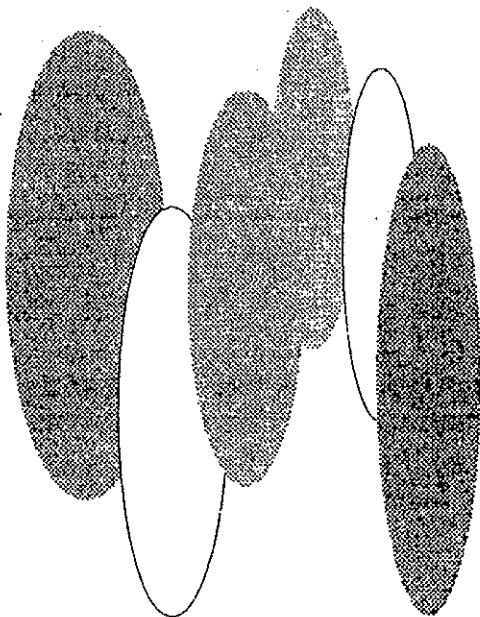
戦争被害者の真相究明調査会 の実現をめざす 市民・国会議員の集い

21世紀まであと2年。しかし、先の戦争を巡る論争は未だに決着がついていません。

そんな中、かつてない数の国会議員が参加して、ついに「恒久平和のために真相究明法の成立を目指す国會議員連盟（「恒久平和議連」）が発足しました。「恒久平和議連」は、歴史の事実を明らかにするため、立法により国会のもとに戦争被害についての調査会を設けることをめざして、活動を進めています。

このたび、この間の「恒久平和議連」の取り組みについて報告を聞き、国会での立法化に向けた努力を応援し、あわせて市民の要望を伝えるため、「戦争被害等の真相究明調査会の実現をめざす市民・国会議員の集い」を開催することになりました。

お誘い合わせのうえ、ぜひご参加下さい。



■日時：2月25日（木）午後4時半～6時半

■場所：衆議院第2議員会館第一会議室

contents

- 「恒久平和議連」発足の経過と現状の報告
- 各国会議員の挨拶
- 市民からの要望・提言 など

お問い合わせ

戦争被害調査会法を実現する市民会議(TEL&FAX03-3288-2560)
戦後処理の立法を求める法律家・有識者の会(TEL03-3265-6071
FAX03-3265-6076)

戦争「加害」究明は議員の手で

戦争責任・戦後清算問題に関する「いわだけ」の場とばかりをもつた国会議員集団は、「台湾住民である戦没者の遺族等に対する弔慰金支給に関する法律」(台湾人元日本兵への弔慰金支給)に關する法律(台湾人元日本兵への弔慰金支給)

98年6月12日付朝日新聞より

法案二が初めて上程され

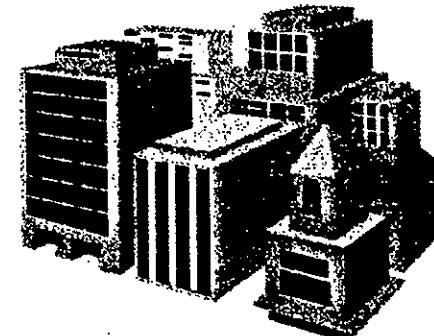
[立派な議論]は、筆者著者たるに即する眞相究明審査会設置のための法律の早期制定に関する

さかけの重要性である。こうした総括を踏まえ、市民運動は運動を再編し、九七年九月には台湾の元「監事会」に対する日本弁護士連合会の勧告を受けて、弁護士らを中心に戦後処理の立法を求める法律家・有識者の会（代表・土屋公猷「求める法律家・有識者の会」）（代表・土屋公猷「求める法律家・有識者の会」）が発足し、同年十月にはさまざまな戦後処理の課題にとりくんできた個人や、各地で右派の教科書記述削除の動きと重っててきた市民会議（代表・西川真則、西野瑞美子「市民会議」）が結成された。

ため、国会で審議されぬまま発表になってしまった。この動きは、立法運動を現実的な選択肢として認識させる大きな契機となった。

特集 戰爭被害調查団議員連盟発足

戦争被害調査のために 国会議員連盟が発足



戦争被害調査会法を実現する 市民会議事務局員 パク チェチミル 在哲

「超党派の議員による恒久平和構造
『今年はこれ一本で行きます』、新憲法とい
うのが出来た筆者らは、田中申未議院議員
(民主党)は開口一番こう語った。
田中議員は、恒久平和構造の発足に奔走した
中心メンバーであり、同構造の幹事長を務め
ている。同議員は、早い時期の法案提出にむ
け、尽力する決意を筆者らに語った。

民党)、間に鷲岡純(自民党)、武村正蔵(さきがけ)、会長に浜田善蔵(公明)、塙由紀夫(民主)と、各党の代表レベルをそろえている。また、参加している国会議員は、自民・自由・民主・公明・社民・共産・さきがけ各党にまたがり、その数は九九年一月現在、一〇二人に達している。

同連絡は規約でその目的を「先の大義においてひこれに先立つ今世紀の一走の時期において

眞社会に名譽ある地位の保持および恒久平和を明らかにすることにより、その実態がよりてわが国民の認識を深めるとともに、アジア地域の諸国民をはじめとする世界の諸国民との信頼關係の構成を図り、もってわが国の國際社会に名譽ある地位の保持および恒久平和

国立国会図書館法の一部を改正する法律案要綱

1998(平成10)年4月3日

第1 暫久平和調査局の設置

今次の大戦およびこれに先立つ今世紀の一定の時期においてわが國の開拓によりもたらされた慘禍の実態を明らかにすることにより、その実態についてわが国民の認識を深めるとともに、アジア地域の諸国民をはじめとする世界の諸国民とわが国民との信頼関係の醸成を図り、もってわが國の国際社会における名譽ある地位の保持および恒久平和の実現に資するため、国立国会図書館内に恒久平和と調査局と名づける一局をおくものとする。

第3 所嘗事務

- 1 恒久平和調査局は、次に掲げる事項について調査するものとすること。

イ 今次の大戦の原因の解明に資する事項

ロ 1931（昭和6）年9月18日から1945（昭和20）年9月2日までの期間（以下「戦前戦中期」という。）において政府または旧陸海軍の直接または間接の関与により労働者の確保のために内地人以外の者に対して行われた徴用その他のこれに類する行為およびこれらの行為の対象となった者の就労等の実態に関する事項

ハ 戦前戦中期における旧陸海軍の直接または間接の関与による女性に対する組織的かつ継続的な性的な行為の強制（以下「性的強制」という。）が行われた施設の設置の経緯、性的強制を行うことを目的として女性を集め、移送するために用いた方法、性的強制による被害の実情その他の性的強制の実態に関する事項

二 戦前戦中期における旧陸海軍の直接または間接の関与により行われた生物兵器および化学兵器の開発、生産、貯蔵、配備、運送、廃棄および使用の実態に関する事項

ホ ロからニまでに掲げるものの他、戦前戦中期において政府または旧陸海軍の直接または間接の関与による非人道的な行為により内地人以外の者の生命、身体または財産に生じた損害の実態に関する事項

ヘ 戦前戦中期における戦争の結果生命、身体または財産に生じた損害について当該損害が生じた者に対しわが国がとった措置および当該損害に關しわが国が締結した条約その他の国際約束に関する事項

2 國立国会図書館長（以下「館長」という。）は、1に掲げる事項につき調査を終えたときは、その結果を國会に報告するものとすること。また、毎年、調査中の事項について國会に中間報告するものとすること。

3 恒久平和調査局は、1の調査および2の報告を行うにあたっては、關係人の名譽を害することのないよう十分に配慮しなければならないものとすること。

第3 資料提出その他の協力等

1 關係行政機關の長は、館長の求めに応じて、資料の提出その他の協力をしなければならないものとすること。

2 館長は、恒久平和調査局の所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、關係地方公共団体の長に対して、資料の提出その他の必要な協力を求めることができるものとすること。

3 館長は、恒久平和調査局の所掌事務を遂行するためにとくに必要があると認めるときは、第2の1に掲げる事項について学識または経験のある者その他の1および2に規定する者以外の者（国外にいる關係人を含む。）に対しても、必要な協力を依頼することができるものとすること。

第4 施行期日等

1 この法律は、〇〇〇から施行するものとすること。

2 その他所要の改正を行うものとすること。

り、田中謙貞らが中心となって各種異説を得勧誘し、譲異連盟設立の運びとなつたのである。

公開されない公文書

周知の通り、戦後五十年を前後して歴史認識をめぐる論争が激しさを増してきている。とくに、一昨年から中学校の歴史教科書に「慰安婦」の記述が登場してからは、右派勢力は危機感を抱み、「慰安婦は商行為」「南京大虐殺は中国人のつくり」となどといふ主張を憶面もなく叫んでいる。しかし、従来右派・保守派が唱えてきたこうした主張が、戦後世代にも浸透し疑惑をもつてしているのが最近の特徴であり、それだけ状況は危険になつてきている。

各自治体での「慰安婦記述削除」の動きは全国において、「戦争に行きますか?」それとも日本人やめますか?」と書をつけた小林よしのり氏のコミック「戦争論」は、若い世代を中心に戸三万部を売り上げている。「これに対し、歴史的事実を直視し、「慰安婦」などの記述の

公開されない公文書 閲知の通り、戦後五十

公開されない公文書
周知の通り、戦後五十年を前後して歴史認識をめぐる論争が激しさを増してきている。
ところが、一昨年から中学校の歴史教科書に「慰安婦」の記述が登場してからは、右派勢力は危機感を強め、「慰安婦は商行為」「南京大虐殺は中国人の『いくさ』」などという主張を憶面もなく叫んでいる。しかし、従来右派・保守派が唱えてきたこうした主張が、戦後世代にも浸透し疑惑をもつてしているのが最近の特徴であり、それだけ状況は危険になってきている。
各自治体での「慰安婦記述削除」の動きは全国において、戦争に行きますか？それとも日本人やめますか？」と芥書きをつけた小林よしのり氏のコミック「戦争論」は、若い世代を中心に戸三万部を売り上げている。「これに対し、歴史の事実を直視し、「慰安婦」などの記述の

する一〇〇万人署名運動をスタート、九八年五月には求めた金と署名文書を統一して国会集会を開き、出席した議員に講演会の実現を訴えた。この集会には、平日の日中にもかかわらず、予想以上に多くの市民が集まり、講演会における関心の高さを察知した議員は、その熱意を評価し、議員連盟設立の運びとなつたのである。

タージュで公表はおろか整理・分類さえされないなどう。かつて九三年に「慰安婦」問題について日本政府が調査を行った際、担当部局であった内閣外政審議室の審議官は、「資料があつたら提出してほしいと各官庁に要請したが、「ない」といわれただそれまでだ。信頼関係で行なつてしるので、あるはずだともいえないしその権限もない」と、その内情を明らかにしたことがあつた。

最も重要なといわれる自治省や労働省、警察庁関係の資料はほとんど公開されていないなど、いってよく、そのことが右派の主張を許している原因の一つといえる。法的権限に基づいて公官署から資料提出を義務づけることは真相究明にとって不可欠なのだ。

また、戦争被害者の個人賠償問題についても、「慰安婦」問題などをめぐる日本国民一般の認識は揺れ動いている。進行過程での物理的な強制性の有無のみを強調し、その性奴隸としての本質をぼがそうとする右派勢力の宣伝はある程度功を奏している。「こうした状況

削除に反対するところも全国各地で行なわれている。まさに「歴史認識をめぐって世論が二分されているのが現状だ」。

しかし、認識のものとなる事実について、はたしてどこまで解明されているのだらうか。関係者の証言とならんで重要なされる公文書についてでは、いまだに多くが公表されていない。九四年十一月六日付の毎日新聞東京版によると、戦前・戦後の旧内務省関係の文書は積み上げると約二万メートル分にものぼるといふ。こうした資料のほとんどは、官僚のサボテンタージュで公表はおろか整理・分類さえされないなど。

かつて九三年に「慰安婦」問題について日本政府は閣議決定を行つた際、当該文書ではつづけられ

恒久平和調査局設置法案の検討

恒久平和調査局設置法案の検討

では、最低限公文書の全面開示を通じた事の振り起ししが必要であり、被害者の証言とともにあわせて全体像が把握され、國家責任と日本国民全体に認識されるようになつて、やがて公式謝罪と個人補償のための立法運の条件が整つてくるといえるだろう。

